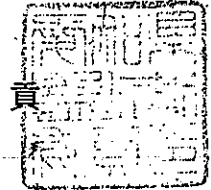


注意事項			公印使用承認					施行日等
起案日								
供覧日	令和 5年 4月13日							
文書番号	5監査号外							
決裁種別	電子・紙併用							
施行方法	-		施行文書確認済 <input type="checkbox"/>	システム入力済 <input type="checkbox"/>				
備考			起案者氏名	赤井 慎一				
			課 (地方機関)	事務局 (監)				
			グループ (課)	監査第一課				
題名	「住民監査請求に基づく監査のための調査について」の返送について						文書種別	
							供覧	
課長	担当課長	課長補佐	主査	主査				
北村 健一	松村 健一	小松 直基	朝日 陽一	坂口 美穂				
保存期間	3年	標準ファイル名	住民監査請求					
伺い文	<p>令和5年4月3日付け5監査第1号「住民監査請求に基づく監査のための調査について」は、郵送（一般書留）により施行したところ受領されず、郵便局での保管期間が経過したため返送されました。</p>							

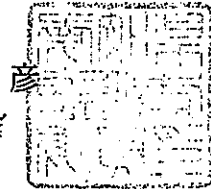
5 監査第 1 号
令和 5 年 4 月 3 日

愛知県議会議員
渡辺 昇 様

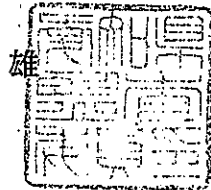
愛知県監査委員 前 田



同 川 上 明 彦



同 山 内 和 雄



住民監査請求に基づく監査のための調査について。(依頼)

春暖の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 29 (2017) 年度の政務活動費に係る事務所費の返還及び令和 3 (2021) 年度の政務活動費に係る調査研究費の返還に係る令和 5 年 2 月 22 日付けの地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく 2 件の住民監査請求につき、令和 5 年 3 月 20 日付け 4 監査第 176 号で同法第 199 条第 8 項に基づく調査を行いました。が、現在に至るまでに回答をいただけません。

今般、福岡国際空港株式会社に関係人調査を行った結果を踏まえ、改めて確認させていただきたい点がございませう。

別添の調査票により、令和 5 年 4 月 7 日 (金) までに回答していただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

なお、この調査を踏まえてとりまとめた監査結果につきましては、同条第 5 項の規定に基づき愛知県公報に登載し公表するとともに、ウェブページにも掲載します。監査結果には、本照会に対する回答の内容及び回答の有無を記載することがありますので御承知ください。

担当 監査委員事務局監査第一課
企画・特別監査グループ(松村)
電話 052-954-6805 (ダイヤルイン)
FAX 052-954-6967
E-mail:kansa@pref.aichi.lg.jp

(参考)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) (抜粋)

第 199 条 1~7 略

8- 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

9 以下 略

(住民監査請求)

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実 (以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2~4 略

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。

7 以下 略

別添

調査票

貴職からは令和3（2021）年11月12日に福岡空港を訪問した旨の「政務活動費県外活動報告書」が議長に提出されていますが、請求人は、貴職が当該日に福岡空港に調査に訪れた事実はないと主張しています。

この点、過日、愛知県監査委員が福岡国際空港株式会社へ書面による問合せを行い、関係人調査を行いました。その結果、同社[REDACTED]から「当該日に視察を受け入れた事実は確認できなかった」との回答を得ました。

そこで、貴職から御回答がいただけなかった令和5年3月20日付け関係人調査の項目のうち、次の3点について、改めてお伺いいたします。

- (1) 貴職が令和3（2021）年11月12日に福岡空港で県外活動を実施したことを証する書類、写真等がありましたら御提出ください。
- (2) 福岡空港で貴職が面談した方はいらっしゃいましたか。面談があったのであれば、その方のお名前や役職などがお分かりになれば教えてください。また、名刺のやり取りがあった場合は、名刺の写し等を御提出ください。仮に、福岡空港の担当者に面談されていなかったのであれば、何を、どのように視察されたのかを教えてください。
- (3) 政務活動費収支報告書に添付された福岡市営地下鉄の領収書の時刻は、博多駅が15時11分、福岡空港駅が15時31分と印字されています。博多駅から福岡空港駅に到着された際に帰りの地下鉄の切符を購入されて、その後、空港を視察されたということでしょうか。仮に、帰りの地下鉄に乗車する際に切符を購入されたとすると、その購入時間の差が20分しかないため、空港を視察している時間がなかったと思われますので、念のため実際の当該日の行動はどのような状況であったか教えてください。

なお、貴職におかれましては熟知されていることとは思いますが、愛知県議会基本条例第6条（政務活動費）では「会派及び議員は、別に条例に定めるところにより交付された政務活動費を、適正かつ有効に活用するとともに、その使途の透明性を確保しなければならない。」としております。お手数ですが、その趣旨からも、是非、御回答をお願いする次第です。

調査票（回答用紙）

貴職からは令和3（2021）年11月12日に福岡空港を訪問した旨の「政務活動費県外活動報告書」が議長に提出されていますが、請求人は、貴職が当該日に福岡空港に調査に訪れた事実はないと主張しています。

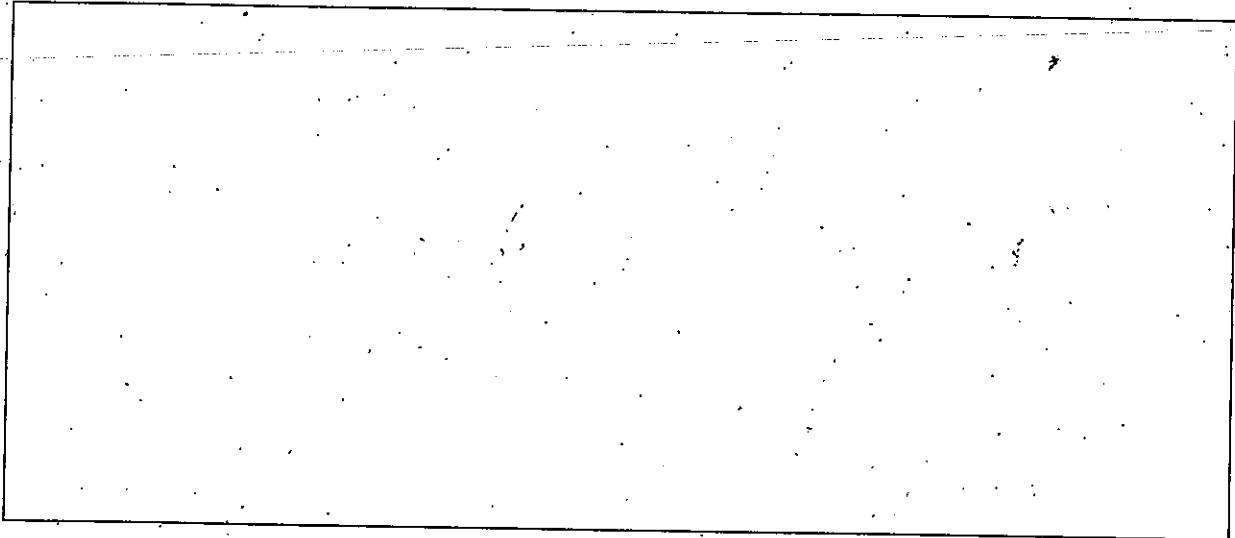
この点、過日、愛知県監査委員が福岡国際空港株式会社へ書面による問合せを行い、関係人調査を行いました。その結果、同社■■■■から「当該日に視察を受け入れた事実は確認できなかった」との回答を得ました。

そこで、貴職から御回答がいただけなかった令和5年3月20日付け関係人調査の項目のうち、次の3点について、改めてお伺いいたします。

- (1) 貴職が令和3（2021）年11月12日に福岡空港で県外活動を実施したことを証する書類、写真等がありましたら御提出ください。

- (2) 福岡空港で貴職が面談した方はいらっしゃいましたか。面談があったのであれば、その方のお名前や役職などがお分かりになれば教えてください。また、名刺のやり取りがあった場合は、名刺の写し等を御提出ください。仮に、福岡空港の担当者に面談されていなかったのであれば、何を、どのように視察されたのかを教えてください。

(3) 政務活動費収支報告書に添付された福岡市営地下鉄の領収書の時刻は、博多駅が15時11分、福岡空港駅が15時31分と印字されています。博多駅から福岡空港駅に到着された際に帰りの地下鉄の切符を購入されて、その後、空港を視察されたということでしょうか。仮に、帰りの地下鉄に乗車する際に切符を購入されたとすると、その購入時間の差が20分しかないため、空港を視察している時間がなかったと思われるので、念のため実際の当該日の行動はどのような状況であったか教えてください。



なお、貴職におかれましては熟知されていることとは思いますが、愛知県議会基本条例第6条（政務活動費）では「会派及び議員は、別に条例に定めるところにより交付された政務活動費を、適正かつ有効に活用するとともに、その使途の透明性を確保しなければならない。」としております。お手数ですが、その趣旨からも、是非、御回答をお願いする次第です。